

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていること の証明書（案）

平成31年3月28日付け葛城市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

葛城市柿本、笛堂、北花内、新村、新町、南新町、薑、南花内、忍海、葛木（葛城市コミュニティバス E. 笛堂・薑ルートの沿線）

葛城市柿本、北花内、林堂、西辻、脇田、笛吹、梅室、山口、平岡、山田、南藤井、葛木（葛城市コミュニティバス F. 笛吹・梅室ルートの沿線）

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

葛城市コミュニティバス E. 笛堂・薑ルート

- ・運行本数：3便/日、予約に応じて運行

葛城市コミュニティバス F. 笛吹・梅室ルート

- ・運行本数：3便/日、予約に応じて運行

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

料金 大人1日100円

- ・小学生や70歳以上の方は50円、未就学児・障がい者は無料。
- ・なお、各手帳に「介護人」と記載されている場合は、その介護人1名も無料。
- ・乗車時に運賃を支払い、運賃支払済証（発行日当日限り有効）を渡す。その日に再度乗車する場合（乗り継ぎや帰るとき）、運賃支払済証を提示することで、無料で乗車できる。

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

2019年10月1日から

平成31年3月28日

葛城市地域公共交通活性化協議会

会長 阿古和彦